

## 藤岡まつり 各種募集!

### まつり参加者

**30日(土)**

◆子供みこし、大人みこし  
子供会、会社などで参加しよう!

◆おどり大行進  
浴衣姿でみんなで踊ろう藤岡音頭

**【練習会】**  
日時 8月19日(火)午後2時~3時30分  
会場 市民ホール 曲目 藤岡音頭

**31日(日)**

◆ダンスFUJIOKAウ~ハッ!  
藤岡音頭を軽快なサンバ調にアレンジしたり  
ズミカルなダンスで、鳴子の音とともに軽快に  
踊ろう!  
※練習を希望する場合は、事務局に相談してく  
ださい

◆市民パレード  
団体・会社・グループで参加して、最高のパ  
フォーマンスをみんなに披露!

**申し込み・問い合わせ**  
8月4日(月)までに電話で藤岡まつり実施本部事  
務局(商業観光課内 ☎402317)へ

### 山車太鼓たたき手

**対象** まつり当日家族で参加できる市内在住・  
在学の小学生

**定員** 10人程度(先着順)

**その他** 詳細は事務局にお問い合わせください

**申し込み・問い合わせ**  
8月4日(月)までに電話で藤岡まつり実施本部事  
務局(商業観光課内 ☎402317)へ

### 物産市出店者

**日時** 8月30日(土)・31日(日)午後4時~8時30分

**会場** 群馬銀行藤岡支店駐車場

**出店条件** 次の全ての条件を満たす飲食店  
▷市内に飲食店がある  
▷2日間出店できる  
▷8月8日(金)午後3時からの出店者  
説明会に出席できる(代理出席も可)

**定員** 10店舗程度(抽選) **出店料** 9,000円

**申し込み・問い合わせ**  
8月4日(月)までに電話で藤岡まつり実施本部事  
務局(商業観光課内 ☎402317)へ

### 土師の辻子供相撲参加者

**期日** 8月31日(日) **会場** 市民ホール

**対象** 市内在学・在園の小学生と園児(年少児  
を除く)

**申し込み・問い合わせ**  
電話で藤岡商工会議所(☎221230)へ

### 富士浅間神社宮神輿担ぎ手

**日時** 8月30日(土)午後3時

**集合場所** 富士浅間神社

**対象** 16歳以上の人 **定員** 50人

**持ってくる物** 帯  
※足袋・半股引は配布、はんでんは貸し出します

**その他** 8月10日(日)から毎週日曜日午後5時に  
富士浅間神社で行う練習会に参加して  
ください

**申し込み** 8月2日(土)(必着)までにはがきまた  
はファクスに郵便番号・住所・氏名・  
年齢・性別・電話番号・はんでんと  
足のサイズを記入し、〒375-0024  
藤岡市藤岡1152浅間神社神輿保存  
会事務局(☎22597)へ

**問い合わせ** 富士浅間神社神輿保存会事務局中  
山さん(☎240458)・商業観光課(☎  
402317)

### 諏訪神社宮神輿担ぎ手

**日時** 8月30日(土)午後2時30分

**集合場所** 諏訪神社

**対象** 高校生以上の人

**持ってくる物**  
足袋・半股引またはパンツ・ダボシャツまたは  
Tシャツ(色は全て白)

※高校生には貸し出します

**その他** 8月24日(日)午後2時30分から諏訪神  
社で行う練習会に参加してください

**申し込み** 8月20日(水)(必着)までにはがきまた  
はファクスに郵便番号・住所・氏名・  
電話番号・はんでんのサイズを記入  
し、〒375-0024藤岡市藤岡1054-3  
島さん(☎220489)へ

**問い合わせ** 諏訪神社御神輿保存会実行委員長  
島さん(☎080・1091・0528)・  
商業観光課(☎402317)

## 定額減税しきれていない人への給付金(不足額給付)

不足額給付は、令和6年分所得税額および定額減税の実績額などの確定後、本来給付すべき額が、調整給付金の額を上回った人に対して令和7年以降に追加で行う給付金です。

**支給対象** 次の①または②に該当する人

① 令和6年度上期に行った定額減税しきれない人への調整給付の算定に際し、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた人

**主な対象者**  
▷令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した  
▷子どもの出生などで扶養親族が増加した  
▷当初調整給付後に令和6年度住民税に税額修正が生じた

② 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある人

**主な対象者**  
▷青色(白色)事業専従者  
▷合計所得が48万円を超えた

**申請方法・支給時期** ▷①に該当する人には市から案内を郵送します  
▷②に該当する人は申請が必要です

**その他** ▷手続き方法などの詳細は、市ホームページ(右記2次元コードを読み取り)を確認してください  
▷市や公的機関からATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求めることはありません

**問い合わせ** 藤岡市不足額給付コールセンター(☎0120・182・382)



## 夏の県民交通安全運動

**年間スローガン** 危険だよ スマホばかり 見てる君 **サブスローガン** いいね! 似合うね! ヘルメット!

**運動期間**  
7月11日(金)~20日(日)

**運動の重点項目**

◆**子どもと高齢者の交通事故防止**  
▷道路では「飛び出さない」「遊ばない」を守りましょう  
▷道路を横断するときは、信号機や横断歩道のある場所を横断しましょう  
▷横断歩道で歩行者などがいる時は、必ず一時停止して進路を譲りましょう

◆**自転車等の交通安全意識の向上と交通事故防止**  
▷自転車などに乗る時は、乗車用ヘルメットの着用に努め、交通ルールを守りましょう  
▷自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深めましょう



**問い合わせ** 地域安全課(☎402245)

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他